

令和 7 年 2 月 2 8 日

宇土市入札監視委員会 審議概要

開催日		令和 7 年 2 月 28 日 (金)	
場 所		宇土市役所庁舎 1 階会議室 1	
出席者	委員会	東 康二 委員長 福井 雄一郎 委員 向井 康彦 委員 中村 茂 委員 上拂 耕生 委員	
	市	指名等審査会委員 事務局 (財政課契約管財係、工事検査係)	
審議対象期間		令和 6 年 9 月 1 日～令和 7 年 1 月 31 日	
抽出案件		58(8)	(備考) “カッコ書き”内 は不調及び中止 件数。
一般競争入札		57(8)	
1 億円以上		0(0)	
5 千万円以上 1 億円未満		4(1)	
1 千万円以上 5 千万円未満		26(4)	
5 百万円以上 1 千万円未満		14(0)	
3 百万円以上 5 百万円未満		7(2)	
3 百万円未満		6(1)	
指名競争入札		0(0)	
随意契約 (予定価格 130 万円超え)		1(0)	
その他		0	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問		回 答
	次のとおり		次のとおり
委員会による意見の具申の内容		次のとおり	

(開会)

1 入札制度及び対象期間内の工事について

【事務局より、入札制度について、また対象期間内に行った工事入札全般についての説明】

質問及び意見	回 答
○下請について ・下請について、業者の中には、工事を下請業者に全て丸投げしているとの話を聞いたことがある。市民からそのような目で見られているということは、問題ではないのか。 ・現場確認は行っているのか。 ・施工体制台帳をもとにチェックを行っているということだが、それだけで安心するのではなく、発注側が現場で厳しく見ていく必要があるのではないかと考える。 過去に発注した工事の内容に触れる機会があり、契約書の内容を確認したことがあるが、元請、1次下請、2次下請、3次下請、4次下請と連なっており、その金額から見ると、ほとんど下請が施工を行うような工事であった。税金を払って工事をするのであって、市民の目から見ると、より安く工事を施工することが理想である。そのような中、いくつも下請がいる施工体制はいかなるものか。厳しく指導していくべきである。	ほとんどの工事は単独ではできず、色々な工種があるので、下請という形で契約を結び、施工体制台帳という書類の作成を義務付けており、その中で契約書や、業者それぞれの建設業許可の有無、作業員名簿、その作業員の資格等を確認した上で施工を行う。施工中はその工事を担当する部署、工事完了後は工事検査の方で、丸投げではないかどうかについてチェックを行っている。 特に大きな工事については、財政課工事検査係において、施工体制台帳に基づいて工事を進めているかどうかについて確認を行っている。その他、必要に応じて工事担当部署の方で確認を随時行っている。 ただ、市民から疑念の目を持たれているということも事実であり、本市のすべきこととして、業者に対して指導していくという役割も担っており、今回の意見を踏まえ、これからどのような方法で改善を行っていくのかについて検討、研究していく。 元請業者としても、施工計画の作成、発注者との協議、工事全体の進捗管理、使用材料について確認、その品質のチェック、工事の出来高の管理等を行いながら、専門的な部分については下請に施工してもらうというのが、我々が考えている工事の在り方。それに基づき、工事担当部署及び工事検査にてチェックを行っている。しかし、市民の目からそういった疑念を抱かれているということも事実であるため、今回の会議で出た意見を踏まえた上で、元請が果たすべき役割についても改めて考え、今後注意喚起をしていきたいと思う。

・地元業者の経済の振興という目的で、市内業者優先の発注を行っていると思うのだが、工事によっては、下請業者が市外業者のみとなり、結局、市外業者が儲けるといった構造ができてしまっており、これは本来の目指すべき部分ではないのではないか。そのような状況にあるならば、市内業者で施工が可能であるのかをしっかりと見極め、場合によっては市内業者ではできないという判断のもと、参加範囲を市外業者まで広げて、より競争性を高め、より安い価格で工事を行った方がいいと考える。発注の際は、しっかりと見極め、丁寧に発注を行ってほしい。 ・契約の際に、契約書のひな形があると思うが、その中に下請を制限するような規定は契約書に設けられているのか。 ・市内業者優先発注が地域経済の発展という趣旨は分かるが、結局、下請業者が市外業者になってはその意味がない。その部分は工夫していくべきかと考える。 ・工事の内容によって、市内発注とするのか、それとも、県内や九州管内発注とするのか、という部分について、発注の段階で具体的に区分けできるようにしておくといいかもしれないと感じる。 ○不調案件について ・前回の定例会議で不調案件として挙げられていた、「令和 5 年度 小松川改修工事」につ	地域への還元、地元業者の育成という意味で市内業者への発注を行っているところであるが、ご指摘の部分も納得がいくところである。今回の審議対象案件にもあるが、電気工事や機械の工事など市内で施工が難しい専門的な工事については、市外まで広げた発注を行っているが、今後も、発注の際には施工内容と入札の参加範囲の妥当性について、慎重に見極めを行っていく。 契約の際には、公共工事請負契約約款に基づいて契約を行っているが、その中に下請の制限をする規定は盛り込まれていない。いくつも下請を持つということが建設業法に違反している訳ではないが、他の自治体で、下請の次数制限を行っているところもあり、それらを参考として、本市における運用を検討していくべきと考える。 排水機場の工事などは、市内業者で施工可能な業者が 1 社しかなく、県内あるいは九州管内といった形で発注することはある。ただ、土木や舗装、建築などといった工事は市内である程度施工可能と判断し発注している。ただ、ご指摘のとおり、業界の専門性の部分については、本市としても勉強していくべき部分であると感じている。 今回の工事箇所は、河川の両側が民地になっており、河川内で工事をしなければならな
--	--

いてであるが、前回の会議で、令和 6 年 10 月に発注予定と聞いていたが、今回の審議対象案件に挙がってきていないが、どのような状況であるのか。 ・「令和 6 年度 塩屋・戸口線（戸口工区）改良工事」が不調となっているが、「令和 6 年度 塩屋・戸口線（塩屋工区）改良工事」と合冊して発注することはできなかったのか。額的にも合冊しても問題ないように感じた。発注ができなくて工事が遅れるというのは市民にとっても不安となる部分である。	い難しい工事となっている。不調を受け、工法を検討しているところだが、まだ発注に至っていない状況である。河川も直線となっており、越水の危険性もないことから緊急性はないが、今後も工法について検討し、可能な限り早めに発注していきたい。 戸口工区については、戸口町の行政区からの要望に基づいて発注を計画しているもので、塩屋工区については、商工観光課の事業である干潟景勝地の展望所整備に伴う道路整備をととなっている。それぞれの道路は約 500m 離れており、また、それぞれの行政区も異なっていたため、合冊を行わなかった。 今回の工事は島山という山の頂上からふもとに接続する 2 本の道路改良工事であり、それぞれの工事の工期が重なると、通行できない状況となるので、今後の施工計画としては、発注時期をずらし、円滑な施工ができるよう進めていく予定である。
---	--

2 指名停止措置等について

【事務局より、期間内の指名停止措置、指名回避措置についての説明】

質問及び意見	回 答
・特になし	

3 抽出事案について

【事務局より、抽出事案 3 件の工事概要、発注の経緯、開札結果について説明】

	件 名	入札等方式 (入札参加業者数)	条件付一般競争入札：参加資格設定理由 指名競争入札：指名業者選定理由 随意契約：見積業者選定理由	落札率 (%)
1	令和 6 年度 網津第 2 排水機場整備工事（除塵・ゲート設備） 《対象期間内の競争入札案件の中で、最も予定価格が高かった案件》	一般競争 (2 社)	【機械器具設置工事】 《工事概要》 ・ステンレス製スライドゲート：1 門 ・機側操作盤：屋外スタンド式自立形 ・除塵機：レーキ形定置回転式：1 基 ・水平ベルトコンベア：1 台 《資格審査会による入札参加資格について》 以下は基本的要件以外の資格要件 ・熊本県内に、主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所を有し、経営事項審査における機械器具設置工事の総合評定値が 700 点以上であること。 ・下請契約が 4,500 万円以上になると見込まれる場合は、機械器具設置工事に係る有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。 ・過去 10 年間（平成 26 年度～令和 5 年度）に元請として下記の同種工事施工の実績があること。 ・本排水機場完成後、2 年間は大雨等による排水機場稼働時に各設備に不具合が発生した場合に対応する緊急支援体制を構築できること。	98.06

	件 名	入札等方式 (入札参加業者数)	条件付一般競争入札：参加資格設定理由 指名競争入札：指名業者選定理由 随意契約：見積業者選定理由	落札率 (%)
2	花園コミュニティセンター一床改修工事 《対象期間内の競争入札案件の中で、3 番目に落札率が高かった案件》	一般競争 (4 社)	【建築一式工事】 《工事概要》 ・既存床研磨：231m² ・増張りフローリング：231m² ・面木：20.6m ・床点検口取替：3 箇所 《資格審査会による入札参加資格について》 以下は基本的要件以外の資格要件 ・宇土市内に、主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所を有し、格付けにおいて建築一式工事に係る A 等級又は B 等級の認定を受けている者であること。 ・下請契約が 7,000 万円以上になると見込まれる場合は、建築一式工事に係る有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。	99.30

	件 名	入札等方式 (入札参加業者数)	条件付一般競争入札：参加資格設定理由 指名競争入札：指名業者選定理由 随意契約：見積業者選定理由	落札率 (%)
3	網田地区農業者トレーニングセンター周囲整備工事 《対象期間内の競争入札案件の中で、最も落札率が低かった案件》	一般競争 (3 社)	【土木一式工事】 《工事概要》 ・除草作業工：1 式 ・張コンクリート工：193m² ・既設フェンス撤去工：1 式 《資格審査会による入札参加資格について》 以下は基本的要件以外の資格要件 ・宇土市内に、主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所を有し、格付けにおいて土木一式工事に係る C 等級の認定を受けている者であること。 ・下請契約が 4,500 万円以上になると見込まれる場合は、土木一式工事に係る有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。	91.09

質疑内容

質問及び意見	回 答
《抽出案件 1 関連》 ○市内業者の応札について ・今回の工事は、機械器具設置工事ということだが、市内業者においても施工可能な業者がいると判断しているが、開札結果を見るに、市内業者の応札があっていないが、その理由について把握しているか。	発注前の時点で、技術者不足により応札が困難との話が挙がっており、今回、このような結果となった次第である。

(閉会)